

消防消第163号
消防地第204号
平成27年8月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

防災資機材の点検等について

先般、消防庁において、市町村や各地域の自治会、自主防災組織等で整備している消火栓ホース格納箱に収納されている管そう（ノズル）等資機材の管理状況について、各都道府県を通じて調査を行いました。その結果、273市町村において盗難と思われる被害により資機材の一部が亡失・滅失している例が判明したところです。

消火栓ホース格納箱に収納されている資機材をはじめ自主防災組織等が整備する防災資機材については、各自主防災組織等がそれぞれの役割に応じた資機材等を整備し、災害等の発生時には最も機動的かつ迅速に利用できるよう日頃から備えておく必要があります。

このような趣旨からも、災害等が発生した際に防災資機材が使用できないという事態とならないよう、各地域等において改めて管理・点検を実施していただくとともに、盗難の被害を防ぐため、見回りを強化するなどの資機材の防犯体制の強化に努めていただくよう、お願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

※ 消火栓ホース格納箱の収納資機材とは、地域の住民等が初期消火活動を行うために消火栓にホースを直結して放水するための資機材であり、実態として地方公共団体や地域自治会及び自主防災組織等が任意に設置しているものを指す。

消防庁消防・救急課

吉村・西羅・港

電話：03-5253-7522

消防庁国民保護・防災部地域防災室

小此木・山野・荒木

電話：03-5253-7561